

リンク

Link

いなべ市情報誌

2003

Vol.1

合併創刊号

City Information
Magazin



CONTENTS

P2
いなべ市
が誕生
しました！

P3
いなべ市の
主な組織
機構図

P4-5
各部署の
業務内容

P6
いなべ市役所
の
電話番号

P7-11
住所の
表示変更により
必要となる
手続き等

P12-13
いなべ市役所
の部課
配置案内

P14
編集後記

平成15年12月1日

いなべ市 が誕生しました

20年も前から夢でした。教育、福祉、農林業、道路、上下水、各分野でのみなさんの総力を結集したまちづくりが大きなパイ（豊かさ）を生み出しました。

財政の基盤なくして「いなべ」の安定と発展はあり得ないとして、各町が決死の覚悟で企業誘致を行い、トヨタ車体、デンソー、神戸製鋼をはじめ多くの優秀な企業の進出と既存の企業の業績により、雇用と税収、活力が生み出されています。

この大きなパイを、大きくもなく、小さくもない46000人の「いなべ市民」で享受できます。合併を検討している県下の地域の中では恵まれており、感謝で一杯です。将来ともこの規模を守り、今までの成果を基礎に、変革する時代に正面から向かえば、



いなべ市長職務執行者

伊藤 正俊

先輩諸氏が築いてこられた「まちづくりへの情熱と努力」に応えることができ、地域の安定と将来に向けての展望が開かれ期待される地域になると確信いたします。

先輩諸氏の努力により社会基盤が整ってはいませんが、これからの時代、民間での雇用確保と企業存続にかける努力の日々を考えますと、行政の取り組みは民間に比較して時代対応を何もやってないに等しいとも考えられます。

また、少子高齢化、700兆円を超えるともいわれる、国、地方自治体の債務を考えると、行政を取り巻く環境は大変厳しく危機的状況にあるともいえます。それだけに今回の合併を機に、納められる

税金の重み、価値を充分認識して住民本位の改革を断行する必要があると考えます。

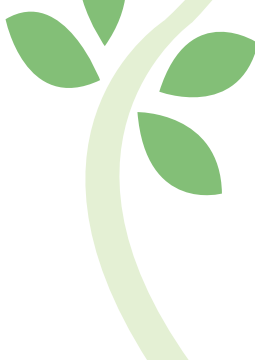
合併のため各分野での調整を進める時、住民あつての公共であるべきものが、行政中心での論議が多く散見され、時代背景、時代認識が充分とはいえない、それどころか合併バブルとさえ感じることがありました。これらの考えは

誠に慎み、合併を機に行政の持つ固定概念、価値観を問い直し、効率的な行政、市役所へと再構築することが特に求められます。

積み重ねられた先輩の努力を尊重しながら、職員は時代背景をしっかりと認識し、カウンター越しに見るのではなくカウンターの外から役所を見

直し、更なる改革に取り組み努力に期待します。新市民の幸せを願い、新しい門出を祝うとき、辛口の挨拶となりましたが、良いまちになることを願って止みません。

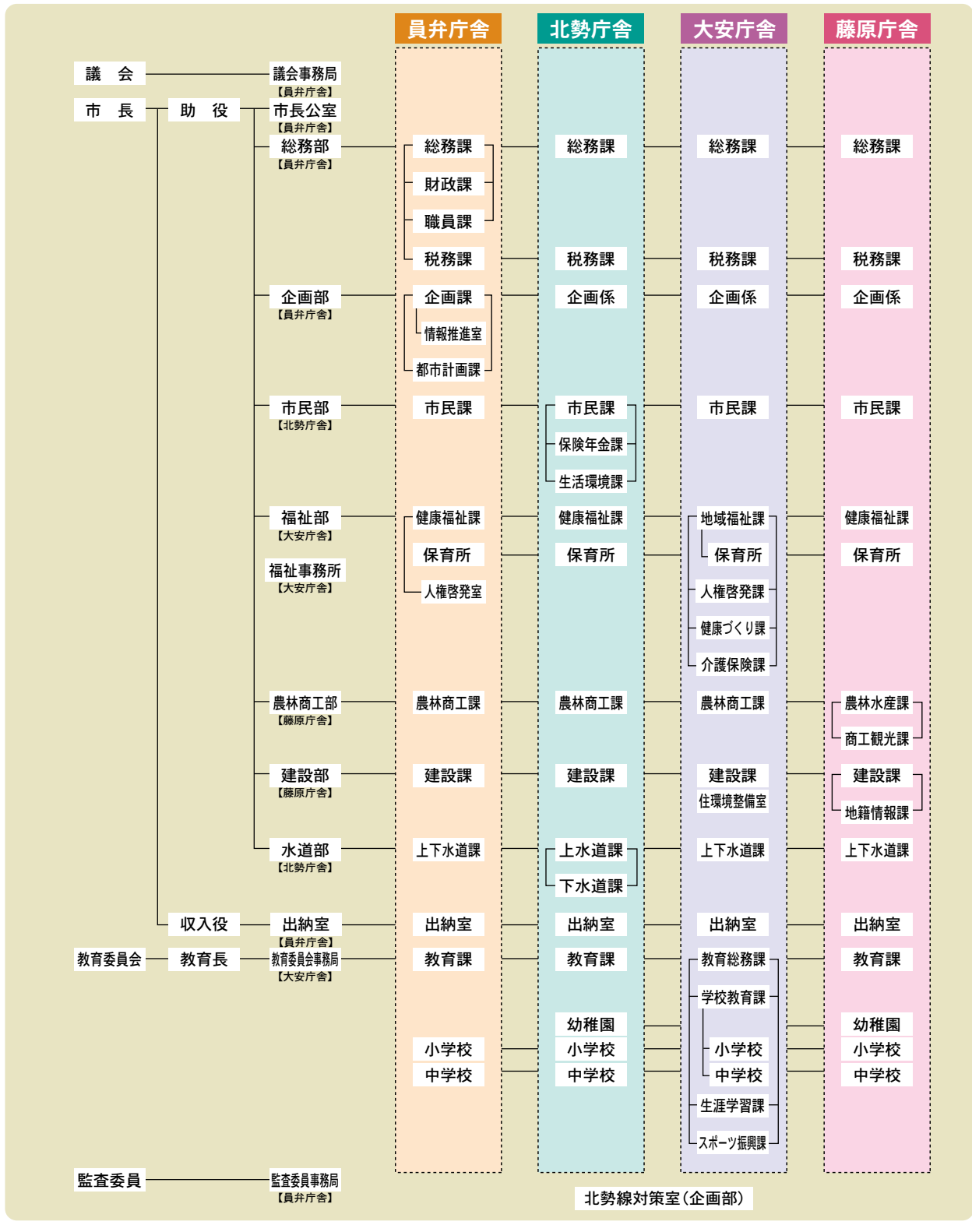
21世紀に向かう「いなべ市」の飛躍、発展のために、みなさまの更なるご支援、ご協力をお願いいたします。



いなべ市の主な組織・機構図



合併により、組織が新しくなりました。旧4町の役場はそれぞれ、員弁庁舎、北勢庁舎、大安庁舎、藤原庁舎となり、員弁庁舎が本庁機能を持ちます。「部」は各庁舎に分散配置され、「部」が配置されない庁舎には「課」を置き、みなさまにご不便をおかけしないよう、今までどおりの事務を行います。
 (【 】内が取りまとめをする庁舎)



各部署の業務内容についてお知らせします



議会事務局	庶務調査係	文書の收受・発送、儀式・交際、議員の報酬等、諸法令・例規の調査・研究など		
	議事係	本会議、委員会、公聴会、傍聴、請願・陳情、会議録など		
市長公室	秘書係	秘書、儀式・渉外、栄典など		
	合併プロジェクト係	新市建設計画など		
総務部	総務課	総務係	議会、地縁団体、事務改善、ISO、選挙の管理・執行、地域安全、自治会、国際化など	
		消防防災係	災害対策、消防防災、防災行政無線など	
		情報公開係	情報公開、情報公開審査会など	
		庶務文書係	公印、文書の收受・発送、条例・規則、文書の編さん・保存など	
		財政課	財政係	予算、地方債、地方交付税、基金、財政計画など
	職員課	管財係	公有財産、市・字界の設定など	
		契約調達係	入札、指名審査会、物品の出納・保管、工事検査、建設工事参加資格申請など	
		人事係	職員の人事、給与、公平委員会など	
	税務課	研修係	職員研修、人事考課制度など	
		福利厚生係	職員の福利厚生、安全衛生管理、職員共済、公務災害補償など	
		市民税係	市民税の賦課徴収、課税台帳の調査・保管、諸証明の発行など	
		固定資産税係	固定資産税の賦課徴収、公図・土地台帳・家屋台帳の整理・保管など	
	企画部	企画課	庶務諸税係	軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、譲与税など
			広報広聴係	市広報、広聴、市勢要覧など
統計係			各種統計の調査・分析・管理など	
企業誘致係			企業立地、土地開発公社など	
政策係		重要施策の企画・立案、総合計画、広域行政など		
情報推進室		情報通信、電子計算機処理の統制・保護・管理など		
都市計画課		都市計画係	都市計画、建築工事の届出・確認、建築物の規制、開発指導など	
		公園係	公園計画の企画・立案、公園緑地、都市公園など	
市民部		市民課	戸籍住民係	戸籍、住民基本台帳、外国人登録、印鑑登録、人口動態調査、埋火葬許可など
			保険年金課	保険係
	生活環境課	年金係	国民年金被保険者の異動処理、福祉年金、交通災害共済など	
		医療係	福祉医療、老人保健事業の医療給付など	
		生活係	斎場の管理・運営、し尿処理、そ族昆虫の駆除など	
福祉部	人権啓発課	環境係	廃棄物処理計画、清掃事業の企画、公害、水質保全など	
		企画調整係	人権推進・擁護、人権政策の調整など	
	地域福祉課	啓発推進係	人権啓発・相談など	
		地域福祉係	福祉計画、民生児童委員、災害援護、社会福祉団体との連絡調整、生活保護など	
		高齢者福祉係	高齢者福祉施設の管理・運営、施設入所、高齢者保険福祉計画など	
		障害者福祉係	身体・心身障害者福祉、知的障害者福祉、特別児童扶養手当、障害者計画など	
	健康づくり課	子育て支援係	子育て支援センター事業、学童保育など	
		保育所	保育所	阿下喜保育所、十社保育所、治田保育所、山郷保育所、員弁中保育園、員弁西保育園、員弁東保育園、石博保育園、笠間第一保育園、笠間第二保育園、丹生川保育園、三里保育園、ふじわら保育所
			元気づくり係	健康相談、保健指導、老人保健、成人保健、健康計画など
	農林商工部	農林水産課	保健衛生係	予防接種、献血、保健施設の管理・運営、地域医療、狂犬病予防、畜犬登録など
介護保険係			介護保険被保険者の資格管理、要介護・要支援認定、介護保険の給付など	
管理係			農道台帳の整備、農道の管理、林道台帳の整備、林道の管理など	
建設部	農林課	農林係	農業・林業・畜産業・水産業の振興、農業委員会、農業公園、有害鳥獣駆除など	
		耕地係	土地改良事業、農地の改良・保全、災害復旧、三重用水との調整など	
		商工観光課	商工観光係	商業・工業・鉱業の振興、中小企業の育成指導、観光の振興、国定公園など
		建設課	管理係	道路・橋梁・河川台帳の整備、市道認定、市道等の境界管理など
	建設係		道路・橋梁・河川・水路等の新設改良工事、災害復旧、建設事業の計画・調査など	
	維持係		道路・橋梁・河川・水路等の維持管理、交通安全施設の維持管理など	
	地籍情報課	用地係	公共用地の取得、用地取得に伴う賠償・補償など	
住宅係			市営住宅の維持管理、使用料の徴収など	
地籍係		地籍係	不動産登記、地籍調査など	
		管理係	法定外公共物の管理、境界管理など	
地図情報係	G I S (地理情報システム)、市図の作成・管理など			

水道部	上水道課	管理係	水道料金の賦課徴収、水質検査、水道台帳の整備など
		計画係	水道事業基本計画の策定・調整など
		建設係	水道工作物の建設、災害防止・復旧など
		施設係	給配水施設の管理、配水場の管理、配水管・給水装置の維持修繕など
	下水道課	管理係	下水道使用料の賦課徴収、下水道台帳の整備、受益者負担金の賦課など
		計画係	下水道事業の総合的な計画、農業集落排水事業の計画など
		建設係	下水道施設の建設、下水道施設の維持管理、災害防止・復旧など
出納室 教育委員会	農業集落排水係	農業集落排水施設の建設、農業集落排水施設の維持管理、合併浄化槽設備など	
	教育総務課	出納係	公共料金の収納、現金等の出納保管など
		教育総務係	教育行政の企画調整、教育委員会、儀式、表彰、規則等の制定・改廃など
		庶務係	文書管理、広報など
	学校教育課	管理係	教育財産の管理、教育施設の整備・管理営繕など
		学校教育係 小学校	学校教育の管理・運営、学級編成、就学・入学、健康指導、安全管理など
			阿下喜小学校、十社小学校、治田小学校、山郷小学校、員弁西小学校、員弁東小学校、石榑小学校、笠間小学校、丹生川小学校、三里小学校、東藤原小学校、白瀬小学校、中里小学校、西藤原小学校、立田小学校
		中学校	北勢中学校、員弁中学校、大安中学校、藤原中学校
		幼児教育係 幼稚園	幼児教育の管理・運営、就園・入園、健康指導、安全管理など
			阿下喜幼稚園、十社幼稚園、治田幼稚園、山郷幼稚園、ふじわら幼稚園
		学校給食係	学校給食、給食施設の管理・運営など
	生涯学習課	文化事業係	文化施設の管理・運営など
		文化振興係	芸術文化の振興、文化団体の指導育成、文化財の保護、施設の管理・運営など
		青少年女性係	青少年教育の企画・指導、青少年教育施設の管理運営、女性活動の支援など
		生涯学習係	生涯教育の総合企画、各種学級講座の開設、公民館・図書館の管理・運営など
人権学習係		人権教育の企画・連絡調整、人権教育の調査・研究、教育集会所の管理・運営など	
スポーツ振興課	スポーツ振興係	市民スポーツの普及・奨励、スポーツ振興の調査・統計など	
	生涯スポーツ係	社会体育施設の管理・運営、社会体育・生涯スポーツの振興奨励、事業計画など	

いなべ市役所	いなべ市員弁町笠田新田111番地
員弁庁舎	いなべ市員弁町笠田新田111番地
北勢庁舎	いなべ市北勢町阿下喜2633番地
大安庁舎	いなべ市大安町大井田2705番地
藤原庁舎	いなべ市藤原町市場115番地
いなべ市教育委員会	いなべ市大安町大井田2704番地
いなべ市福祉事務所	いなべ市大安町大井田2705番地

新市の組織は、「部・課・係」制を執りますが、「部」は4庁舎に分散されています。

員弁庁舎には「議会事務局」、「市長公室」、「総務部」、「企画部」、「出納室」が、北勢庁舎には「市民部」、「水道部」が、大安庁舎には「福祉部」、「教育委員会」が、藤原庁舎には「農林商工部」、「建設部」が配置され、各庁舎にそれぞれ「地域調整監」が配置されました。

また、市民のみなさまの一般的な窓口事務につきましては、各庁舎の「課」をお訪ねいただければ、これまでどおりご利用いただけます。

(許認可、届け出等の一部事務及び業者関係の事務につきましては「部」の配置された庁舎でのみ受付可能なものがあります。ご面倒ですが各庁舎の「課」へお尋ねください。)



電話番号



いなべ市役所の電話番号

●は取りまとめ庁舎 ※市外局番 0594

	員 弁 庁 舎	北 勢 庁 舎	大 安 庁 舎	藤 原 庁 舎
	議会事務局 74-5812 監査委員事務局 74-5815 FAX 74-5821			
	市長公室 74-5820 FAX 74-5800			
総 務 部	●総 務 課 74-5801 ●財 政 課 74-5823 ●職 員 課 74-5824 ●税 務 課 74-5803 FAX 74-5800	総 務 課 72-3511 税 務 課 72-3512 FAX 72-3334	総 務 課 78-3501 税 務 課 78-3510 FAX 78-1114	総 務 課 46-6300 税 務 課 46-6301 FAX 46-6318
企 画 部	●企 画 課 74-5802 ●情 報 推 進 室 74-5804 ●都 市 計 画 課 74-5814 FAX 74-5822	企 画 係 72-3511 FAX 72-3334	企 画 係 78-3502 FAX 78-1114	企 画 係 46-6300 FAX 46-6318
市 民 部	市 民 課 74-5805 FAX 74-5800	●市 民 課 72-3513 ●保 険 年 金 課 72-3829 ●生 活 環 境 課 72-3946 FAX 72-3334	市 民 課 78-3512 FAX 78-1114	市 民 課 46-6304 46-6305 FAX 46-6318
福 祉 部	健康福祉課 74-5806 人権啓発室 74-5825 FAX 74-5800	健康福祉課 72-3514 FAX 72-3334	●人権啓発課 78-3508 ●健康づくり課 元気づくり係 78-3515 保健衛生係 78-3517 ●介護保険課 78-3518 ●地域福祉課 78-3520 FAX 78-1114 いなべ市福祉事務所 78-3520 FAX 78-1114	健康福祉課 46-6302 46-6303 FAX 46-6318
農 林 商 工 部	農 林 商 工 課 74-5807 FAX 74-5800	農 林 商 工 課 72-3521 FAX 72-3334	農 林 商 工 課 78-3506 FAX 78-1114	●農 林 水 産 課 46-6306 ●商 工 観 光 課 46-6309 FAX 46-6319
建 設 部	建 設 課 74-5808 FAX 74-5800	建 設 課 72-3694 FAX 72-3334	建 設 課 78-3503 住環境整備室 78-3541 FAX 78-1114	●建 設 課 46-6307 ●地 籍 情 報 課 46-6316 FAX 46-6319
水 道 部	上 下 水 道 課 74-5810 FAX 74-5800	●上 水 道 課 72-3516 ●下 水 道 課 72-3515 FAX 72-3334	上 下 水 道 課 78-3504 FAX 78-1114	上 下 水 道 課 46-6308 FAX 46-6319
教 育 委 員 会	教 育 課 74-3855 FAX 74-3856	教 育 課 72-3510 FAX 72-6541	●教 育 総 務 課 78-3505 ●学 校 教 育 課 78-3507 ●生 涯 学 習 課 78-3521 FAX 78-3509 ●ス ポ ー ツ 振 興 課 78-3576 FAX 78-3655	教 育 課 46-4311 FAX 46-4312
出 納 室	●出 納 室 74-5811 FAX 74-5800	出 納 室 72-2355 FAX 72-3334	出 納 室 78-3516 FAX 78-1114	出 納 室 46-6311 FAX 46-6318
				農 業 委 員 会 事 務 局 46-6312 FAX 46-6319
	夜間休日専用 74-5801	夜間休日専用 72-3511	夜間休日専用 78-3545	夜間休日専用 46-6315

住所の表示変更により必要となる手続等

市役所関係

項 目	該 当 者	手 続 等
●住民票		・住所変更の手続きは必要ありません。
●戸籍		・住所変更の手続きは必要ありません。
●印鑑登録証	印鑑登録をされている方	・住所変更の手続きは必要ありません。
●外国人登録証	外国人登録をされている方	・住所変更の手続きは必要ありません。
●国民健康保険被保険者証（退職被保険者証を含む）	左記の被保険者証をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。 ・新しい被保険者証を平成16年3月に郵送します。
●国民健康保険高齢受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。 ・新しい受給者証を平成16年3月に郵送します。
●国民健康保険標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。 ・新しい認定証を平成16年3月に郵送します。
●国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。 ・新しい認定証を平成16年3月に郵送します。
●国民健康保険特定疾病療養受療証	左記の受療証をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。 ・新しい受療証を平成16年3月に郵送します。
●老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。 ・新しい認定証を平成16年3月に郵送します。
●老人保健医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。 ・新しい受給者証を平成16年3月に郵送します。
●老人保健特定疾病療養受療証	左記の受療証をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。 ・新しい受療証を平成16年3月に郵送します。
●福祉医療費受給者証（乳幼児・心身障害者・老人・一人親家庭）	左記の受給者証をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。 ・新しい受給者証を平成15年12月に郵送します。
●母子健康手帳	左記の手帳をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。
●妊婦（乳児）一般健康診査受診票	左記の受診票をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。
●訪問介護利用者負担額認定証（法施行時の訪問介護利用者等の負担額軽減措置を含む。）	左記の認定証をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。 ・新しい認定証を平成16年3月に郵送します。
●社会福祉法人等利用者負担減免確認証（社会福祉法人等による利用者負担の減免措置）	左記の確認証をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。 ・新しい認定証を平成16年3月に郵送します。

項 目	該 当 者	手 続 等
●介護保険被保険者証	左記の被保険者証をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。 ・新しい認定証を平成16年3月に郵送します。
●介護保険標準負担額認定証	左記の認定証をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。 ・新しい認定証を平成16年3月に郵送します。
●介護保険特定標準負担額減額認定証 (特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証)	左記の認定証をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。 ・新しい認定証を平成16年3月に郵送します。
●児童手当	左記の手当を受給されている方	・住所変更の手続きは必要ありません。
●児童扶養手当証書	左記の手当を受給されている方	・住所変更の手続きは必要ありません。
●特別児童扶養手当証書	左記の証書をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。
●障害者福祉手当認定通知書(特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当)	左記の認定通知書をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。
●身体障害者手帳	左記の手帳をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。
●療育手帳	左記の手帳をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。
●精神障害者保健福祉手帳	左記の手帳をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。
●精神障害者通院医療費公費負担患者票	左記の患者票をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。
●心身障害者扶養共済制度利用者の住所	左記の制度を利用されている方	・住所変更の手続きは必要ありません。
●支援費受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。 ・新しい受給者証を平成15年12月に郵送します。
●保育園、幼稚園、小中学校への住所変更手続(市立)	学校等に在学(園)されている方等	・住所変更の手続きは必要ありません。
●母子寡婦福祉資金貸付制度利用者の住所	左記の制度を利用されている方	・住所変更の手続きは必要ありません。
●戦傷病者手帳	左記の手帳をお持ちの方	・三重県より手帳所持者へ通知されます。
●犬の飼い主の住所(飼い犬の鑑札)	犬を飼われている方	・住所変更の手続きは必要ありません。
●水道使用者の住所	水道を使用されている方	・住所変更の手続きは必要ありません。
●下水道事業受益者の住所	下水道事業の受益者の方	・住所変更の手続きは必要ありません。
●下水道使用者の住所	下水道を使用されている方	・住所変更の手続きは必要ありません。
●原動機付き自転車(125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車等の標識(ナンバープレート)と交付証明書	左記の標識及び証明書をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。
●税、国保料、水道料、下水道使用料、介護保険料等の口座振替	左記の口座振替を登録されている方	・住所変更の手続きは必要ありません。

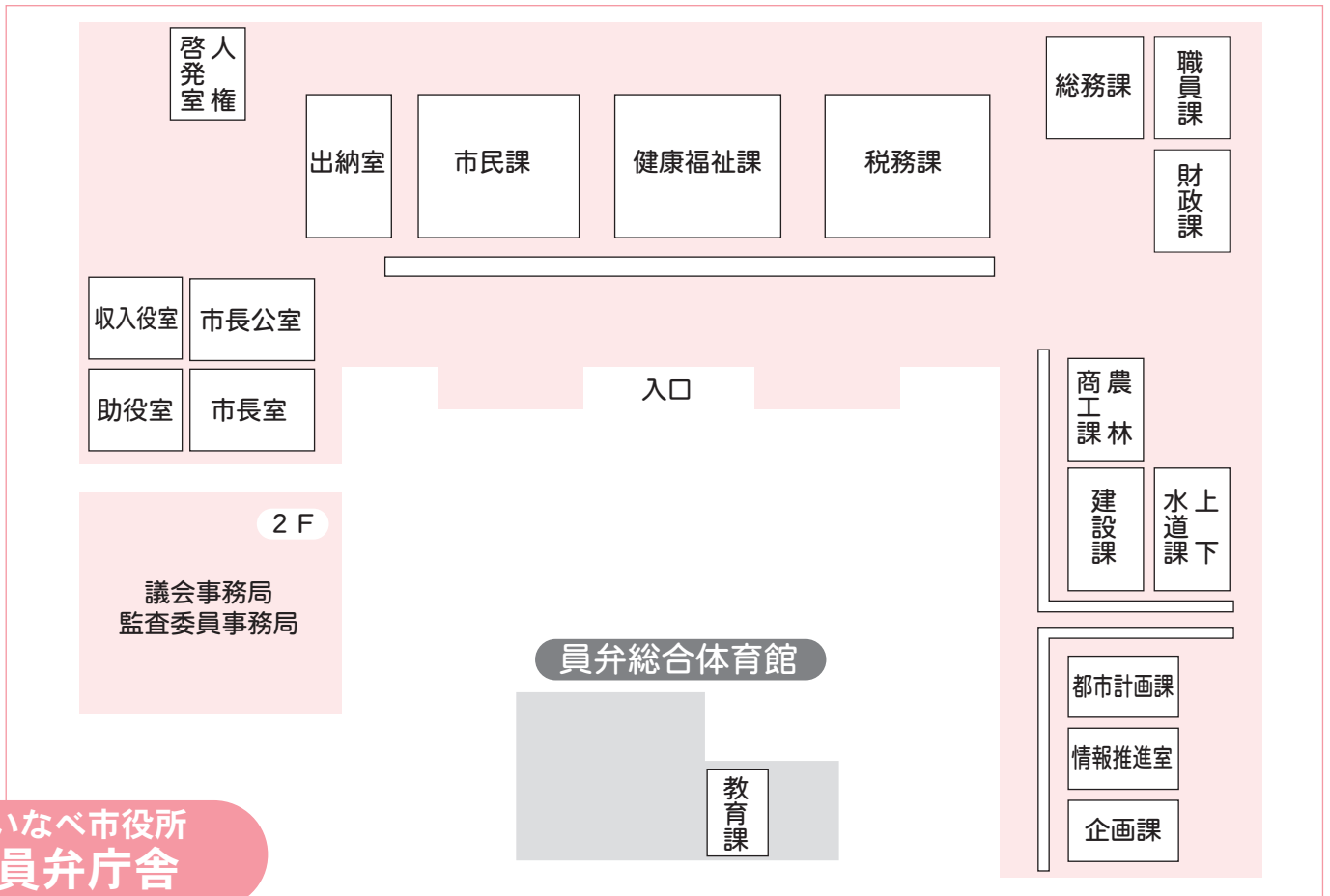
官公署等関係

件名	該当者	関係機関（窓口）	手続等
不動産所有者（土地登記簿・建物登記簿等）の住所	土地・建物の登記簿等に北勢町、員弁町、大安町、藤原町（以下「旧4町」という。）の住所で登記されている方	津地方法務局桑名支局 桑名市星見ヶ丘1-101-2 TEL 0594-32-5363（登記専用）	合併及び市制施行により、所有者の住所が変更になりますが、旧町名を「いなべ市〇〇町」として読み替える規定（不動産登記法第59条）があります。旧住所のままでは差し支える場合は、登記人名義（所有者等）の住所変更登記を申請してください。
抵当権者等（土地登記簿・建物登記簿等）の住所	土地・建物の登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として旧4町の住所で登記されている方	又は、不動産の所在地を管轄する法務局	
商業登記・法人登記の本店及び主たる事務所（以下「本店等」という。）の修正と代表者の住所	旧4町に所在する会社及びその代表者	津地方法務局桑名支局 桑名市星見ヶ丘1-101-2 TEL 0594-32-5363（登記専用） 又は、本店等、支店及び従たる事務所（以下「支店等」という。）の所在地を管轄する法務局	（1）商業及び法人にかかる本店等の所在地の変更は、法務局が職権で修正します。支店等の場合は、法務局による職権修正は行われませんが、個人の住所と同様に読み替える規定（商業登記法第26条）があります。旧住所で差し支える場合は、本店等を管轄する法務局で支店等の所在地変更登記を完了後、支店等を管轄する法務局で変更登記することとなります。 （2）代表者の住所は、合併及び市制施行により、その住所の変更の登記があったものとみなす規定（商業登記法第26条）があります。登記簿の記載が旧住所のままでは差し支える場合は、代表者の住所変更登記を申請してください（支店等の場合は、上記（1）と同じ。）。
労働安全衛生法に規定する免許証	左記免許証の所持者	三重労働局安全衛生課 津市島崎町327-2 TEL 059-226-2107 四日市労働基準監督署 四日市市新正2-5-23 TEL 0593-51-1661	免許証・技能講習終了証とも合併時に住所変更の手続きは必要ありません。
労働安全衛生法に規定する技能講習終了証	左記技能講習終了証の所持者	技能講習修了証を発行した指定教習機関	
政府管掌健康保険被保険者証の住所	左記健康保険の被保険者	四日市社会保険事務所 四日市市十七軒町17-23 TEL 0593-53-5515	合併時に住所変更等の手続きは必要ありません。
国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給権者の住所	左記年金の被保険者及び受給権者		合併時に住所変更等の手続きは必要ありません。

件名	該当者	関係機関（窓口）	手続等
国民年金基金加入者及び受給権者の住所	左記基金加入者及び受給権者	三重県国民年金基金 津市広明町112-5 第3いけだビル5F TEL 059-229-1284	合併時に住所変更等の手続きは必要ありません。
各種自動車の使用者・所有者の住所（自動車検査証）	軽自動車（四輪）の使用者・所有者	軽自動車検査協会 三重事務所 津市雲出長常町1190-10 TEL 059-234-8431	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、変更を希望される方は、住所を管轄する軽自動車検査協会で行うことができます。
	小型自動車、普通自動車及び二輪車（126cc以上）の所有者・使用者	中部運輸局三重運輸支局 登録部門 津市雲出長常町1190-9 TEL 059-234-8416	住所変更の手続きは必要ありません。なお、住所変更の手続きはすることができます。
自賠償保険等	左記保険等の加入者	各保険会社等	手続き等は各保険会社等に確認してください。
自動車運転免許証	自動車運転免許証の交付を受けている方	三重県運転免許センター 津市大字垂水2566 TEL 059-229-1212 又は住所を管轄する警察署	合併時の早い時期での変更手続きは、法の「すみやかに」の規定を「免許更新等を通じて変更」とします。 積極的に変更の申し出があった場合は、その都度変更します。 官報により告示・住民への広報がなされておりますので、住所等を確認する書類の提示は不要です。
猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証、人命救助等に従事する者届出済証明書、使用人届出済証明書	左記の許可証等の交付を受けている方	員弁警察署生活安全課 いなべ市宇野320-1 TEL 0594-84-0110	合併時に住所変更等の手続きは必要ありません。
風俗営業許可証、古物商、古物市場主の許可証、質屋許可証	左記の許可証等の交付を受けている方		合併時に住所変更等の手続きは必要ありません。
警備業認定証	警備業認定証の交付を受けている方		合併時に住所変更等の手続きは必要ありません。
警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証	左記の資格者証の交付を受けている方		合併時に住所変更等の手続きは必要ありません。
警備員に係る検定合格証	左記の検定合格証の交付を受けている方		合併時に住所変更等の手続きは必要ありません。
自動車保管場所証明書	自動車保管場所証明書の交付を受けている方	員弁警察署交通課 いなべ市宇野320-1 TEL 0594-84-0110	合併時に住所変更等の手続きは必要ありません。

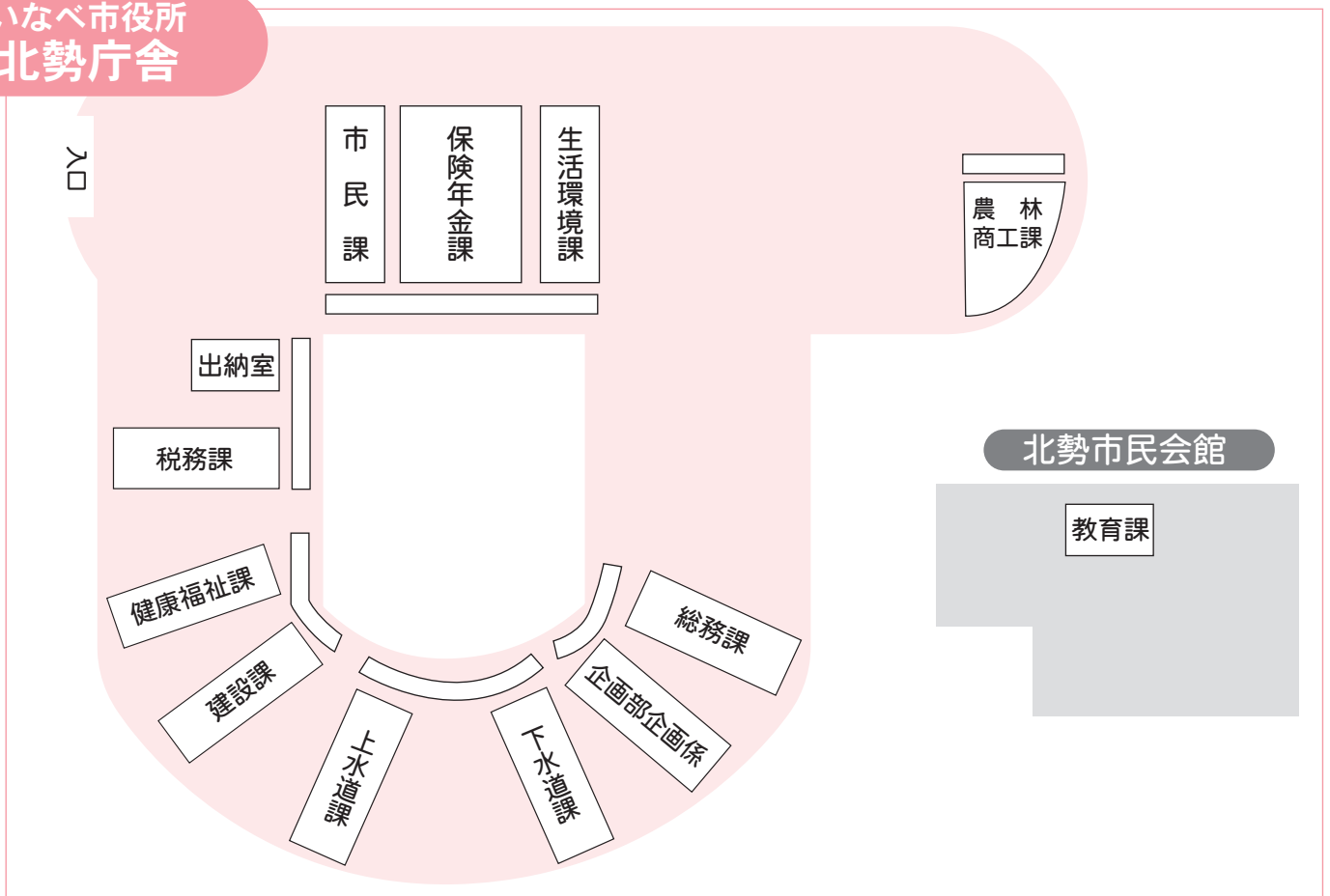
件名	該当者	関係機関（窓口）	手続等
保管場所標章番号通知書	保管場所標章番号通知書の交付を受けている方	員弁警察署交通課 いなべ市宇野320-1 TEL 0594-84-0110	合併時に住所変更等の手続きは必要ありません。
通行禁止道路通行許可証、駐車許可証、制限外許可証、制限外けん引許可証	左記の許可証等の交付を受けている方		合併時に住所変更等の手続きは必要ありません。
旅券（パスポート）	旅券所持者	三重県生活部国際チーム旅券グループ 津市羽所町700アスト津 3F TEL 059-222-5980	住所変更の手続きは必要ありません。最終頁の「所持人記入欄」の住所をご自身で訂正してください。
	旅券申請者		申請時に提出する戸籍抄（謄本）については、発行後6ヶ月間は使用できます。合併直後の住基ネットが利用できない期間は住民票をお持ちください。
環境衛生営業許可	理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業、興行場の営業許可等を受けている方	三重県北勢県民局桑名保健福祉部保健衛生チーム衛生指導グループ	合併時に住所変更等の手続きは必要ありません。
薬局等の許可	薬局等の許可を受けている方	桑名市中央町5-71 TEL 0594-24-3623	合併時に住所変更等の手続きは必要ありません。
毒物劇物販売業等の登録	毒物劇物販売業等の登録を受けている方		合併時に住所変更等の手続きは必要ありません。
特定建築物届出	特定建築物の届出をされている方	三重県北勢県民局生活環境部生活環境創造チーム桑名環境グループ	合併時に住所変更等の手続きは必要ありません。
温泉の利用許可	温泉の利用許可を受けている方	桑名市中央町5-71 TEL 0594-24-3624	合併時に住所変更等の手続きは必要ありません。
預金通帳、定期預金証書等	預金者等	各金融機関等	各金融機関に確認してください。
キャッシュカード（預金の払戻し等に利用）	左記カードの所有者	各金融機関	各金融機関に確認してください。
クレジットカード（買物代金等の決済に利用し、後日契約会社から請求があるもの）		クレジット会社	各社に確認してください。
有価証券、各種保険証書等	株券等の有価証券所有者、生命・損害保険等の加入者	各規約等に定める窓口	各社に確認してください。

※ 上記の手続きについては、関係機関と協議のうえ掲載しておりますが、手続きにあたりご不明な点がございましたら、各関係機関の窓口へお問い合わせください。

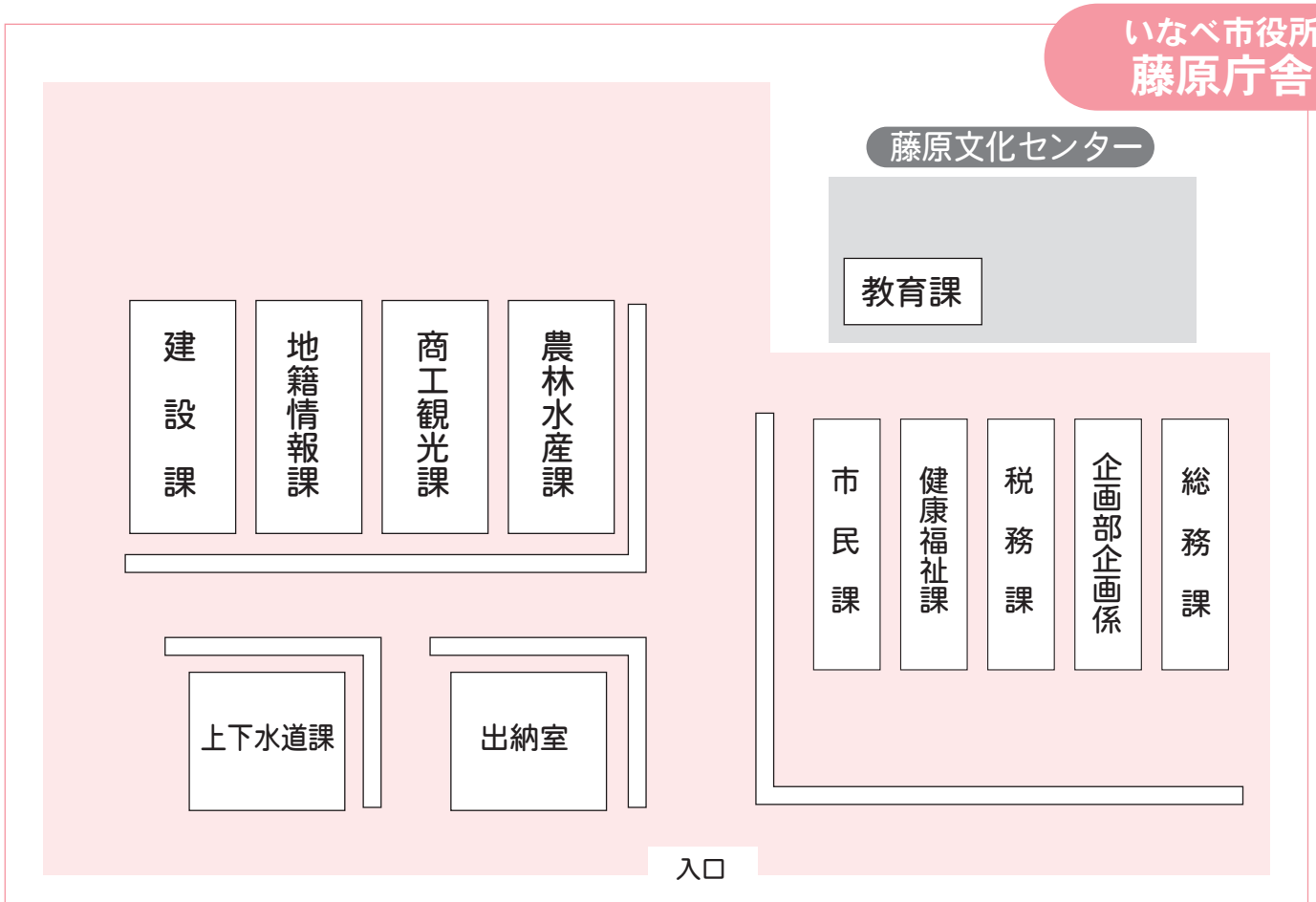
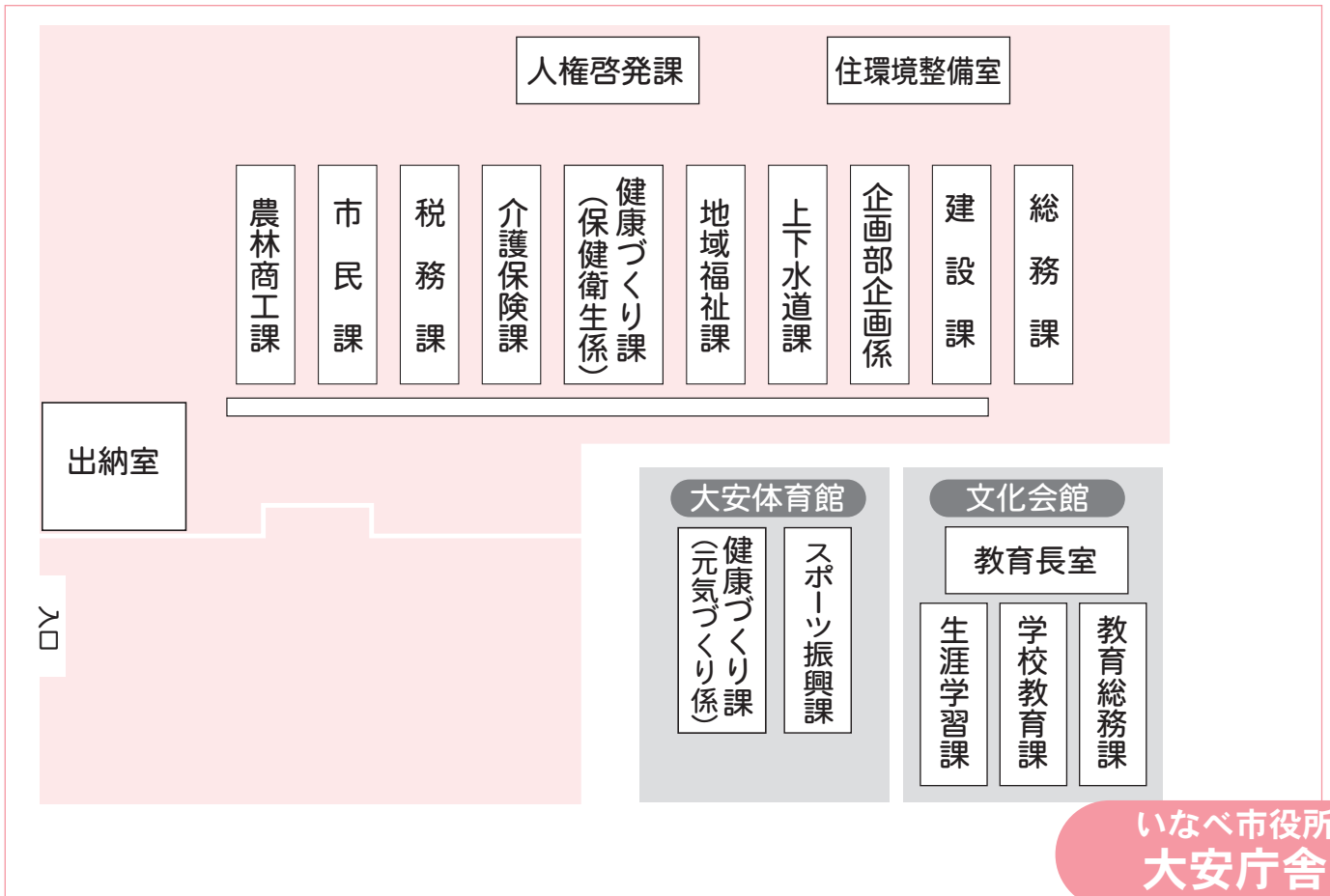


いなべ市役所員弁庁舎

いなべ市役所北勢庁舎



いなべ市役所北勢庁舎



いなべ市役所の開庁時間について

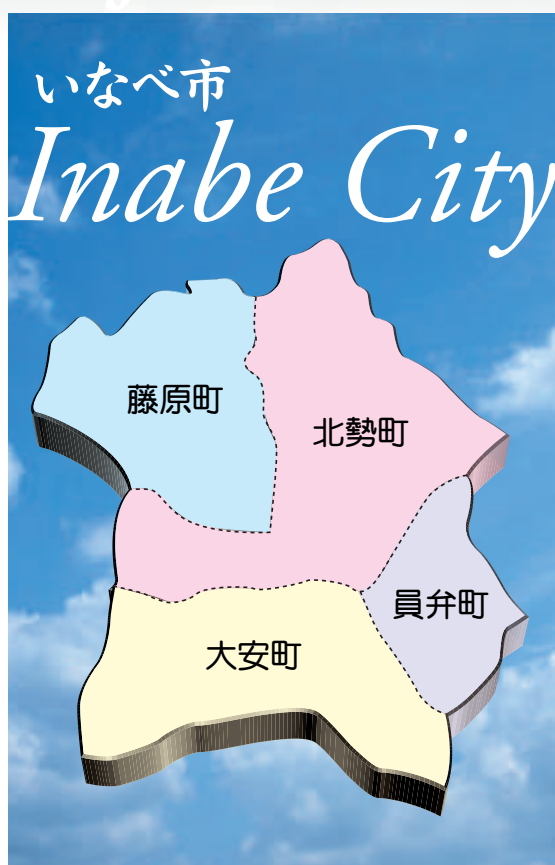
いなべ市役所の開庁時間は、

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

です。

Profile プロフィール

いなべ市の概要



平成15年12月1日 北勢・員弁・大安・藤原の4町が三重県で初の合併を果たし、「いなべ市」となりました。「いなべ市」は、名古屋圏の一角に位置し、滋賀県・岐阜県に接する三重県の北の玄関口として、緑豊かな自然と、平野を活かした農業と、都市近郊という地理的条件を活かした工業立地が進む地域です。その面積は約220km²で県内の市としては、熊野市に次いで2番目となります。ここ員弁地区は、古くから地形的にも文化的にも密接に交流し、一体の圏域として発展してきました。市名である「いなべ」は、約1,300年前の大豊元年（701）に国・郡の整備のために制定された大宝律令に始まります。当地域には物部氏の支系・猪名部族が居住していたことから、郡名が「猪名部」と名づけられました。その後、「員弁」と表記されるようになりましたが、その歴史の長さが裏づけられています。

この長い歴史のなかで、創造され継承されてきた伝統文化を大切にしながら、市民のみなさんと一緒に新たな「まちづくり」をめざします。

編集後記

はじめまして！平成15年12月1日 三重県で初の合併を果たし、「いなべ市」が動き出しました。各町の広報紙もこのいなべ市情報誌「Link」として生まれ変わりました。

「Link」という名前は、きずな・輪・つながりを意味しています。4つの町がきずなで輪のようにつながっている・・・そんな思いを込め、つけられた名前です。

まだ聞きなれないフレーズだと思いますが、みなさんに親しんでいただけるような、読んでいただけるような広報誌をめざしてがんばってまいりますのでよろしく願います。みなさんからの声を大切にしていきたいと思っています。ご意見・ご感想などどんどんお寄せください。

編集と発行

Vol.1

いなべ市役所 企画部 企画課

〒511-0293

三重県いなべ市員弁町笠田新田111番地

TEL 0594-74-5802

FAX 0594-74-5822

※古紙配合率100%
再生紙を使用

